10月1日から、次の医療費等の申請や届出の受付窓口が、保健所から市役所に変わります。

●難病医療費等の助成

対象者①指定難病の方②市内に住所を有している方③健康保険に加入し、他の医療給付制度（生活保護等）を受けていない方④医療費認定基準を満たした方（①②③④のいずれにも該当する方）

●原子爆弾被爆者援護（居住地等変更届、医療費、各種手当の申請など）

対象者被爆者、被爆者の子

●小児慢性疾患医療費助成

対象者18歳未満で、小児慢性疾患対象疾病にり患している方。ただし、18歳以降についても、継続して更新手続を行った場合に限り、20歳まで延長可能となります。

担当課社会福祉課障害福祉係

●身体障害児の育成医療

対象者満18歳未満で肢体不自由・視覚障害・心臓障害等のある方で手術等により障害の改善が見込まれる方

担当課子育て支援課子育て支援係

●母子保健サービス（低体重児の届出、未熟児訪問指導）

対象者体重が2，500グラム未満の乳児（保護者の方に届け出ていただきます。）

●未熟児の養育医療

対象者未熟児（出生時体重2，000グラム以下、またはそれ以外で生活力が特に弱く一定の症状を示す児）

●大気汚染健康障害者医療費助成

対象者①東京都の区域内に引き続き1年以上（3歳に満たない方は6か月以上）住所を有する18歳未満の方②現に慢性気管支炎、気管支ぜんそく、ぜん息性気管支炎、肺気腫かこれらの続発症にり患している方③健康保険に加入し、他の医療給付制度（生活保護等）を受けていない方（①②③のいずれにも該当する方）

担当課健康管理課保健指導係

※くわしくは各担当課にお問い合わせください。

手続きはお済みですか 児童手当制度改正のお知らせ

児童手当制度の支給対象年齢が小学校第3学年修了前までに（9歳到達後最初の年度末まで）拡大されました。

新たに、児童手当を受けようとされる児童の保護者の皆さんについては、市役所の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求等の手続きが必要となります。

なお、改正に伴う新規請求等は、平成16年9月30日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

■児童手当の支給額（月額）

※金額の変更はありません

▽第一子・第二子5，000円

▽第三子以降10，000円

※認定請求は常時受け付けていますが対象者には所得制限があります。手続きはお早めにお取りください。

問合せ子育て支援課子育て支援係

ご存じですか？ ひとり親家庭の福祉制度

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

■ひとり親家庭医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで（障害がある場合は20歳未満）の児童のいるひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します。（前年度住民税課税世帯は一部負担あり）

対象▶ひとり親家庭の母または父▶両親がいない児童などを養育している養育者▶ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童※所得制限があります。

■ひとり親家庭ホームヘルプサービス

育児や家事などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

対象中学生以下の子どものいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭。▶ひとり親家庭となってから2年以内の場合▶小学校低学年以下の児童がいる場合▶親または中学生以下の子どもが一時的な傷病の場合▶親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合▶日常の家事および育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合▶技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合

派遣回数いずれの場合も月12回まで

派遣時間午前7時から午後10時の間の1日8時間以内とし、1時間単位で2時間以上8時間まで派遣

援助内容▶育児▶食事の世話▶住居の掃除・整理整とん▶被服の洗濯・補修▶その他必要な用務※所得に応じて費用負担があります。

■ひとり親家庭休養ホーム

東京都のひとり親家庭休養ホーム事業を利用（宿泊施設に限ります）されたひとり親家庭に対して、市独自に宿泊費用等の一部を助成します。

利用回数1人当たり1年度2回（泊）まで

助成額1人当たり（3歳以上）1泊につき3，000円

■ひとり親家庭家賃助成

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭で、次の要件に該当する場合に家賃の一部を助成します。

要件▶市内に引き続き3年以上居住していること▶民間の共同住宅などを借り、その家賃を支払っていること▶前年の収入が、生活保護法に基づく保護基準の1.5倍以内であること。ただし、次のような家庭は対象になりません。▷現在、家賃が6，000円未満の家庭▷現在、生活保護法を受けている家庭▷現在、公的資金による住宅、社宅などに居住している家庭

助成額申請の日の翌月分から月額6，000円

■東京都母子・女性福祉資金

都内に6か月以上住み、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の生活の安定とその児童の福祉向上を図るため、13種類の資金を無利子または低利子でお貸しします。また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸しします。

資金の種類事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金等

■児童扶養手当

支給対象18歳に達した日の属する年度の末日まで（身体障害者手帳1級～3級程度・愛の手帳1度～3度程度の障害がある場合は20歳未満）の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している母または養育者。▶父母が離婚した児童▶父が死亡または生死不明である児童▶父が重度の障害を有する児童▶父が1年以上拘禁されている児童▶父に引き続き1年以上遺棄されている児童▶婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

手当額申請の日の翌月分から支給。▶児童1人目：全部支給月額41,880円、一部支給月額41,870円から9,880円までの所得に応じた額▶児童2人目：月額5,000円加算▶児童3人目：以降1人につき3,000円加算※所得制限があります。（児童の父から受ける養育費の8割が所得に算入されます）

■児童育成手当（育成手当）

支給対象18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方。▶父または母が死亡した児童▶父または母が生死不明である児童▶父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童▶父または母が1年以上拘禁されている児童▶父または母が重度の障害を有する児童▶父母が離婚した児童▶婚姻によらないで生まれた児童（認知した父の扶養がある場合を除く）

手当額申請の日の翌月分から児童1人当り：月額13，500円※所得制限があります。

問合せ子育て支援課子育て支援係

児童館であそぼう 9月（その2）

田園児童館 ☎552・3133

◆よちよちすくすくひろば21日㈫午前10時～正午対象0・1歳の幼児と保護者※8月・9月生まれのお誕生会。

◆親子であそぼう「ボールであそぼう！」28日㈫午前10時30分～11時30分対象1歳6か月以上の幼児と保護者※動きやすい服装で

◆あそびの名探偵「みずくらいど公園に行ってあそぼう！」29日㈬午後3時～4時45分対象小学生25人持ち物水筒・帽子※雨天中止〈申込み:21日午後4時～4時30分〉

◆電車に乗ってりんご・なし狩りにでかけよう10月1日㈮午前10時50分～午後3時30分対象小学生以上30人持ち物おべんとう・水筒ほか集合・解散熊川駅参加費660円※雨天中止〈申込み:22日午後4時～4時30分〉

◆パン作り教室「フォカッチャパン・チョコパンをつくろう」10月2日㈯午前10時～午後2時対象小学生以上24人講師水野上恵持ち物エプロン・三角巾・うわばき材料費150円〈申込み:24日午後4時～4時30分〉

武蔵野台児童館 ☎553・8822

◆わくわくひろば「リングとボールであそぼう」・エプロンシアター「大きなかぶ」28日㈫午前10時30分～11時15分対象2歳以上の幼児と保護者

◆工作教室「バルーンスライム」29日㈬午後3時～4時30分対象小学生以上24人材料費50円持ち物うわばき、ビニールぶくろ〈申込み:21日午後4時～4時30分〉

◆のびのびひろば10月5日㈫午前10時～正午対象0・1歳児と保護者※時間内で自由にあそびに来てください。

◆スポーツランド「ドッジボール」10月6日㈬午後3時30分～4時30分対象小学生以上持ち物うわばき

熊川児童館 ☎539・1515

◆こぐまひろば21日㈫午前10時～正午対象0・1歳児と保護者※親子のふれあい交流の場

◆くまさんひろば「ワクワクアスレチックあそび」28日㈫午前10時30分～11時30分対象幼児と保護者持ち物うわばき・タオル・水筒

◆料理バンバン「くるくるあんにんとうふ」29日㈬午後3時～4時30分対象小学生24人材料費50円持ち物エプロン・三角巾・うわばき・てふき〈申込み:21日午後4時～4時30分〉

福祉まつり２００４ ～ほほえみフェスティバル～

ボランティアと地域で盛り上げる、子どもからお年寄りまで楽しめるイベントです。

日時10月3日㈰午前10時～午後2時30分場所福祉センター内容体験コーナー（車イス体験、アイマスク体験、高齢者体験ほか）健康相談・模擬店・アトラクション問合せ福生市社会福祉協議会

福生青年会議所主催 野村克也氏講演会

～弱者が勝者になるためには～

日時10月8日㈮
開場:午後6時
開演:午後7時
場所市民会館大ホール
費用会費1，500円
問合せ福生青年会議所小田切☎551・6004へ。